

東大阪市地域防災計画(平成27年度修正案)に関するパブリックコメントで寄せられた
意見とそれに対する本市の考え方

意見の概要	本市の考え方
<p>1. 「市民に対する防災知識の普及」の「(1) 普及させるべき防災知識の内容」の中に、「コ. 要配慮者対策」として障害者が挙がっておりますが、どのような方がどのような内容の知識を普及させるのかが明確ではありません。また、災害時に障害者の立場からどのような対応を望むのかは、障害の種別により異なると考えられます。そこで、障害者と市で相互に内容を確認するようにはいかがでしょうか。また、要配慮者の情報が民生委員、校区福祉委員などに提供されていると思いますが、そのような情報をお持ちの方が集まる場で、研修の一環として障害者への対応をテーマとした勉強会を開催することも検討されてはいかがでしょうか。</p>	<p>東大阪市地域防災計画では障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。要配慮者及び避難行動要支援者に対する情報伝達の方法など細目的な支援については、東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画において記載し、要配慮者及び避難行動要支援者への支援策を各支援団体・関係市部局等に示してまいります。</p>
<p>2. 「(2) 防災知識普及の手法」の中で「イ. 防災マップ・チラシ・ポスターの利用」が挙げられております。聴覚障害者の場合、文章の理解が困難な方々も多く、図解入りのものが有効と思われれます。こうした事情を踏まえ、聴覚障害者専用のパンフレット・マニュアルを作成されてはいかがでしょうか。先行事例として、静岡県、兵庫県、茨城県、中津川市、山県市、呉市、蒲郡市などの取り組みが参考になると思われれます。 P99で防災情報の提供が計画されておりますが、要配慮者登録をしていない聴覚障害者も多いことから、その必要性は高いと考えられます。</p>	
<p>3. 「ウ. ビデオ等の利用」に関して、聴覚障害者に対しては映像の活用が効果的ですが、解説等が音声のみですと意味がありませんので、手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入したのも作成・整備することも計画に明記ください。</p>	
<p>4. 「キ. 研究会、検討会の開催」に関して、災害時における要配慮者への支援体制、及び平常時から啓発について、現状では何も方策がないことから、これら取り組みが遅れている分野に関する方策を官民合同で研究する場の創設も計画に盛り込んでください。この場合、当事者の参画が必要不可欠となりますが、身体障害者の場合は、肢体、視覚、聴覚別に当事者が参画することを必須としてください。</p>	
<p>5. 「ケ. ケーブルテレビ、ウェブサイト、フェイスブック等の活用」に関して、市が広報する場合、普段からして手話や字幕がつかず、内容が聴覚障害者には分からないものとなっておりますので、防災知識普及に関する内容だけでも手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入した動画とするようにしてください。</p>	
<p>6. 「第3節 自主防災体制整備計画」の中の「第1 自主防災組織の育成」で女性の参画の促進が計画されているようですが、障害者の参画が抜けております。 また、平常時の活動として要配慮者の把握が、災害時の活動として要配慮者への援助などがそれぞれ挙がっておりますが、把握と災害時の援助のためには当事者の参画が不可欠と考えられることから、障害者の参画も積極的に促進すべきではないでしょうか。</p>	
<p>7. 「4. 災害時の広聴体制の整備」によりますと、相談窓口に専用の電話やファクシミリが設けられるようですが、メールアドレスも加えていただければ、聴覚障害者を含めた市民にとって利便性が高まります。是非加えてください。</p>	
<p>8. 市民からの問い合わせに対応するために専用電話の設置が計画されているようですが、電話の利用ができない聴覚障害者のために、専用ファクシミリ、専用メールアドレスの設置も計画に盛り込んでください。</p>	

東大阪市地域防災計画(平成27年度修正案)に関するパブリックコメントで寄せられた
意見とそれに対する本市の考え方

意見の概要	本市の考え方
<p>9.「第1 要配慮者の被災状況等の把握」に関して、聴覚障害者の被災状況や福祉ニーズの把握、支援活動を適切に行うためには、手話通訳者の配置等コミュニケーションを保障する手段の確保が必要にして不可欠です。原則として、聴覚障害者に対してはコミュニケーション手段を確保してから福祉活動を行う旨、計画に明記ください。(第4編 風水害対策編 P413においても同じ)</p>	<p>同上</p>
<p>10. 防災リーダーの育成(養成講習会等の開催)が計画されていますが、聴覚障害者が参加を希望する場合、手話通訳者、要約筆記者の用意など、その場で内容を視覚的手段でも提供できるような環境を整備してください。</p>	<p>防災リーダーの講習会は毎年大阪府防災対策協議会が実施しており、自主防災組織に情報提供し、受講者を募っているものです。</p>
<p>11.「③避難所の福祉的整備」では、障害の種別等をタグにより識別する計画となっているようですが、タグでは受け取った人がポケットに入れた場合や、遠くにいる場合、夜間等、識別できずに必要な支援が受けられないという問題があります。そのため、ポケットに入ることなく、かつ遠くや夜間でも認識できる反射材付きのベストの類が望ましいと考えますが、タグに代えて整備することを盛り込んではいかがでしょうか。</p>	<p>備蓄物資については、災害時に必要と考えられる物を計画的に備蓄していくため、スペースの関係もあることから、現在タグにしております。今後はご意見も踏まえ検討してまいります。</p>
<p>12. 府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針」では、個別計画の策定を推進する旨が記載されておりますが、東大阪市においては、策定が全く進んでおりません。これを推進させること、及びその旨の記載が必要と考えます。</p>	<p>大阪府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針」などに基づき、現在、避難行動要支援者避難支援プラン全体計画の策定を進めております。この全体計画の中に、個別計画策定の方針についての記載を考えております。</p>
<p>13. 地震想定は、海洋性地震と内陸性型地震を両方とも予測して、その地震動の特徴からその規模と対策及び耐震安全性に関する記述が必要である。内陸型の地震は、東大阪市の場合、生駒断層と上町断層等を想定した対策も記述し、その発生確率と規模等から大阪府・隣接市との連携を密にする。(近隣に存在する断層の有無問うも検証する。) また、地震による二次災害の火災予測と東大阪市の道路網・旧村道等を考慮した都市計画を充実させ、東大阪市での津波等の可能性と予測から住民の避難・誘導を具体化し、各地域の自治会に地域防災に係る指導・助言とその広報活動を含め教示する。 更に、東大阪市での原子力災害対策の具体的な必要性を明確にする。</p>	<p>本市では直下型地震及び海溝型地震における被害想定による避難地・避難所や物資の整備など行っております。また、特に地震による火災の延焼が危惧される地域では、自治会を始め地域住民とともに避難について事前に計画し、避難行動の周知を図っております。</p>